## 災害時における来訪者及び住民等への応急生活物資供給 等の協力に関する協定書

伊 勢 市

内宮エリア災害協力協議会

## 災害時における来訪者及び住民等への応急生活物資供給等の協力に関する協定書

伊勢市(以下「甲」という。)と内宮エリア災害協力協議会(以下「乙」という。)とは、伊勢市内に地震、風水害その他による災害が発生した場合(以下「災害時」という。)の応急生活物資供給等の協力ついて、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に、内宮エリア(宇治館町・宇治今在家町・宇治中之切町・宇治 浦田町等)における来訪者及び住民等の早期安定を図ることを目的とする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が伊勢市災害対策本部を設置し、 甲又は乙が必要と判断した場合、甲乙協議のうえ発動する。ただし、緊急を要し、甲乙協議 を行ういとまがない場合は、乙が必要と判断した時点をもって発動し、事後発動報告を行う ものとする。

(応急生活物資の範囲)

- 第3条 乙が供給する災害時の応急生活物資は、次に挙げるもののうち発動時点で供給可能な 物資を上限とする。ただし、甲乙協議のうえ変更できるものとする。
  - (1) 乙の各店舗が現に保有する、食品、飲料水、日用品等の商品
  - (2) 乙の各店舗が現に保有する、調理器具、食器、燃料等の備品類
  - (3) その他乙が供給可能な物資

(応急生活物資供給等の要請手続等)

- 第4条 乙の甲に対する発動確認は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要すると きは、口頭または電話等をもって確認し、事後文書を提出するものとする。
- 2 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善 に努めるものとする。

(応急生活物資供給等の協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により協力を開始したときは、応急生活物資の供給及び運搬等に積極的に努めるものとする。また、可能な限り応急生活物資の配付にも取り組むものとする。

(応急生活物資の運搬)

第6条 応急生活物資の搬入先までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲乙協議のうえ、甲又は甲の指定するものが行うものとする。

(応急生活物資の費用、支払)

- 第7条 第5条の規定により乙が供給した応急生活物資の対価については甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、乙が応急生活物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認 書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が乙に 支払いするものとする。

(防災意識の向上)

第8条 乙は、日常的に地域の防災意識の向上に努め、関係機関と協力し、積極的に避難訓練等に参加する。甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものと する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 28 年 5 月 10 日

伊勢市岩渕1丁目7番29号 甲 伊勢市 伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市宇治今在家 29 番地 乙 内宮エリア災害協力協議会 代表 前田 世利子